

# 残業 80 時間以上で 労基署立ち入り?!

平成 28 年 3 月 24 (木) の日経新聞の一面に  
「**残業 80 時間で立ち入り調査  
対象、300 万人に拡大**」  
という記事が載っていました。長時間労働に  
歯止めをかけるため、企業への指導を強め、  
長時間労働の抑制を狙う目的で政府が検討し  
ているそうです。

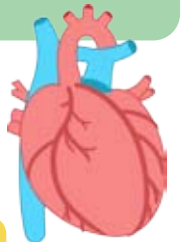
## 具体的な内容

- 現在は、1 カ月の残業が 100 時間に達した場合に労働基準監督署の立ち入り調査が行われているが、この基準を 1 カ月 80 時間まで引き下げ、**80 時間を超える残業をしている従業員が 1 人でもいると疑われる企業を対象とする。**
- 基準の引下げにより **20 万超の事業所が対象**となる見通し。
- **年内にも指導を強化。**
- 実際は労基署の監督官の数が限られるため、従業員による通報などを通じて **悪質な企業を把握し、重点調査**する。
- 法違反がなくても勤務時間を極力短くするため労働時間の記録などの対策を徹底するよう指導をしていく。



## 基準となる 1 カ月 100 時間、1 カ月 80 時間の根拠

現行の 1 カ月 100 時間の基準は、従業員の残業が**月 100 時間を超えると心臓疾患などのリスクが高まる**との医学的な根拠に基づいて立ち入り調査の対象としていた。しかし、80 時間を超えるような残業が何ヶ月も続くと、やはり心臓疾患などにつながるとの見方からの基準である。



(参考) 安全衛生法における長時間労働者への医師による面接指導制度

- 時間外・休日労働時間が 1 カ月 100 時間超  
⇒ 労働者の申出により医師による面接指導の実施 (義務)
- 時間外・休日労働時間が 1 カ月 80 時間超  
⇒ 労働者の申出により面接指導または面接指導に準ずる措置の実施 (努力義務)

## 調査の結果、法違反が見つかった場合

是正勧告し、企業に違反行為を改めるように求める。  
労基署が是正勧告しても改善しない企業は**労働基準法違反で書類送検**する。



## 最後に…

厚生労働省の報告によると、2014 年の定期的な立ち入り調査は 12 万 9881 件行われ、このうち 7 割で何らかの法違反が見つかったそうです。その法違反の中で最も多かったのは、違法残業など労働時間に関する違反との事です。  
今後、労基署の立ち入り調査の件数はどんどん増えていき、調査の目も厳しくなっていくと思われます。  
企業としては、日頃から労働時間管理に注意を払っていくことが望まれます。